

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

規 則	ページ
北九州市屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【建設局総務部管理課】	6 0 7
北九州市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則【建設局総務部管理課】	6 0 8
告 示	
平成 2 4 年度一般廃棄物処理実施計画【環境局循環社会推進部循環社会推進課】	6 0 9
道路の区域変更【建設局総務部管理課】	6 2 8

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市屋外広告物条例の一部改正に伴い、屋外広告業の登録の申請及び登録事項の変更の届出に係る規定を改めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

北九州市屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第14号

北九州市屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成23年北九州市条例第28号）の施行期日は、平成24年4月1日とする。

北九州市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第15号

北九州市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市屋外広告物条例施行規則（昭和49年北九州市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改める。

第11条第1項及び同条第2項第2号中「法定代理人」の次に「（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）」を加え、同項第3号及び同条第3項第1号中「登録申請者」の次に「（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人）」を加える。

第11条の4第2項第4号中「変更後」を「法定代理人が個人である場合にあっては変更後」に改め、「書面」の次に「、法人である場合にあっては登記事項証明書並びに変更後の役員に係る誓約書及び略歴書（誓約書及び略歴書の添付は、その役員の氏名が変更された場合に限る。）」を加える。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市告示第69号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成24年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

平成24年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
家庭ごみ	家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと質的に同等に取り扱い得るもの 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される産業廃棄物以外のものとの区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出される産業廃棄物以外のもの
資源化物	家庭から排出されるかん、びん、ペットボトル、紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）及び発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
粗大ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの
動物の死体	犬、猫等小動物の死体
その他	環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
自己搬入ごみ（資源化可能な紙くず、木くず及び特定家庭用機器廃棄物を除く。）	事業活動に伴って排出される家庭ごみ及び粗大ごみと同等の性状のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない質及び量のもののうち、許可業者又は排出者自らが収集運搬するもの 家庭から排出される資源化物以外のごみで、許可業者又は排出者自らが収集運搬するもの

注 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるものをいう。以下同じ。

イ 許可業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
許可業者処理 ごみ	別に定める処理区域で排出される可燃性のごみであって、許可業者により焼却されるもの 事業所から排出されるリサイクル後の可燃性の残さで、許可業者により焼却されるもの 再利用可能な廃木材及びせん定枝で、許可業者によりチップ化されるもの 家庭から排出される蛍光管及び一次電池で、許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出される家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）で許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出されるトレイで許可業者により再資源化されるもの 家庭及び事業所から排出される紙くずで許可業者により再資源化されるもの 家庭及び事業所から排出されるかん、びん及びペットボトルであって許可業者により再資源化されるもの 一般廃棄物焼却施設から排出される飛灰（ばいじん及び燃え殻）であって許可業者により再資源化されるもの 一般廃棄物焼却施設から排出される焼却灰であって許可業者により再資源化されるもの

ウ 製造業者等の再資源化施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される小型の金属類（粗大ごみとして定めているものを除く。以下「小物金属」という。）
特定家庭用機器廃棄物	家庭から排出される、又は事業活動に伴って排出されるユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの（液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの）に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）に限る。）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機

エ 市が処理委託した再資源化業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される蛍光管 家庭から排出されるプラスチック製容器包装

(2) し尿

区分	廃棄物の内容
市収集し尿	家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの のうち、計画収集が可能なもの
自己搬入し尿	事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

区分	廃棄物の内容
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分	計画処理量	
ごみ	市収集ごみ	231,070t
	自己搬入ごみ	143,000t
	許可業者処理ごみ	30,020t
	動物の死体	7,000個
し尿	市収集し尿	11,000kl
	自己搬入し尿	10,000kl
浄化槽汚泥	15,000kl	

注 市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

3 処理計画

(1) ごみの排出抑制・再使用・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

指定袋による資源化物（市長が別に定めるものを除く。）の収集を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙回収奨励金制度、古紙回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じた古紙回収を促進する。

また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 生ごみリサイクルの促進

家庭から排出される生ごみの資源化及び減量化を推進するため、生

ごみコンポスト化容器活用講座の実施及び電気式生ごみ処理機の購入者への助成を行う。

また、地域団体が行う生ごみコンポスト化活動について、必要な物資の貸与等の支援を行う。

(オ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を図るため、レジ袋の削減策である全市共通ノーレジ袋ポイント事業「カンパスシール」を展開し、マイバッグの利用の促進を図る。

また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(カ) 事業系一般廃棄物の資源化及び減量化の促進

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）に基づき、排出事業者に対し、ごみの資源化及び減量化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の資源化及び減量化を促進する。

- a 事業所戸別訪問によるごみ減量化指導
- b 古紙、かん、びん、廃木材等資源物のリサイクルの促進
- c オフィス町内会の組織化の促進
- d 市場及び商店街から排出されるごみの資源化及び減量化の促進
- e 市役所内から排出されるごみの資源化及び減量化の徹底
- f 廃木材及びせん定枝のチップ化工場への誘導

(キ) 排出抑制に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施

- a 環境ミュージアムの活用
- b 「出前講演」の実施
- c エコライフプラザの活用
- d ホームページの活用
- e 総合環境情報誌「かえるプレス」の発行
- f 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
- g 市民リサイクル啓発用ビデオの活用
- h 「北九州市の環境」の発行
- i ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
- j 北九州市3R活動推進表彰の実施
- k その他 市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再資源化の方法及び量

再資源化の方法	計画処理量
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	スラグ 12,100t メタル 1,800t
日明工場（粗大ごみ資源化センター）に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	780t
事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝をチップ化し、再資源化する。	18,500t
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。	10,900t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、再資源化業者に引き渡す。	6,700t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。	340t
資源化物のうち、蛍光管を再資源化業者に引き渡す。	100t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す。	130t
粗大ごみのうち、パソコン等を再資源化業者に引き渡す。	30t
家庭から排出されるせん定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	160t
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	—
家庭から排出される生ごみ等を地域で堆肥化し利用する。	—
家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9に基づく広域認定制度）	—
家庭から排出される小型電子機器を拠点回収し、再資源化業者に引き渡す実証実験を行う。	—

ウ 再資源化関連施設の概要

施設名	処理する者	再資源化対象物	所在地	処理方式	処理能力
新門司工場	市	紙パック及びトレイ	門司区新門司三丁目7番地	ストックヤード	90 m ²

日明工場 (粗大ごみ資源化センター)	市	鉄	小倉北区西 港町96番 地の2	クロスベルト角型電 磁式	6t /1時間
日明かん びん資源 化センタ ー	市	かん、びん 及びペット ボトル	小倉北区西 港町96番 地の2	アルミ缶の選別 永久磁石回転プー リー式 スチール缶の選別 クロスベルト角型 電磁式 びん及びペットボト ルの手選別 直線ベルトコンベ ア式	52.5t /5時間
		紙パック及 びトレイ	小倉北区西 港町96番 地の2	ストックヤード 90m ²	
本城かん びん資源 化センタ ー	市	かん、びん 及びペット ボトル	八幡西区洞 北町7番1 0号	アルミ缶の選別 永久磁石回転プー リー式 スチール缶の選別 電磁永磁併用吊り 下げ方式 びん及びペットボト ルの手選別 直線ベルトコンベ ア式	63t /5時間
		紙パック及 びトレイ	八幡西区洞 北町7番1 0号	ストックヤード 90m ²	
北九州市 プラスチ ック資源 化センタ ー	市	プラスチッ ク製容器包 装	小倉北区西 港町86番 13号	揺動式ふるい 直線ベルトコンベア 式	60t /12時間
木材開発 株式会社 の施設	許可 業者	廃木材	若松区南二 島五丁目3 番2号	ハンマー式	120t /8時間
太平工業 株式会社 の施設	許可 業者	廃木材	若松区南二 島五丁目7 番1号	ハンマー式	61.2t /8時間

ホクザイ 運輸株式 会社の施 設	許可 業者	廃木材 せん定枝	小倉北区西 港町72番 地の32、 33、34 、35及び 42	ハンマー式	700t /8時間
梅崎礦業 株式会 社の施 設	許可 業者	廃木材	門司区新門 司3丁目6 7番16号	回転ナイフ式	2t /8時間
株式会 社 ジェイ・ リライツ の施 設	許可 業者	蛍光管 一次電池	若松区響町 一丁目62 番地の17	湿式二軸せん断破碎 機 乾式スクリー型破 碎機 ハンマー式	23.9t /12時間
株式会 社 リサイク ルテック の施 設	許可 業者	家庭用電化 製品（特定 家庭用機器 廃棄物を除 く。）	若松区響町 一丁目62 番地の13及 び14	縦型一軸せん断式 油圧プレス式	36t /24時間
西日本発 泡スチロ ールリサ イクル株 式会社の 施 設	許可 業者	食品用発泡 スチロール 製トレイ	若松区向洋 町10番	破碎混合式 破碎減容式	3.9t /8時間
株式会 社 西日本ペ ーパーリ サイクル の施 設	許可 業者	紙	若松区響町 一丁目62 番地	横型ハンマー式 縦型せん断式 油圧プレス式	96t /8時間
有限会 社 KARS の施 設	許可 業者	かん、びん 、ペットボ トル及び紙 コップ	若松区響町 一丁目62 番地19	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラム 方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方式 びん、ペットボトル 及び紙コップの手選 別 直線ベルトコンベ ア式	96t /24時間
株式会 社 守恒造園 建設の施 設	許可 業者	廃木材 せん定枝	小倉南区大 字堀越483 番地の1及 び510番地	回転ナイフ式	4t /8時間

			の1		
九州製紙株式会社 の施設	許可業者	紙	八幡東区大字前田2142番地の1	パルパー	135t /24時間
光和精鉱株式会社 の施設	許可業者	飛灰（ばいじん及び燃え殻）	戸畑区大字中原46番地の93	塩化揮発法による山元還元	147t /24時間
三菱マテリアル株式会社の施設	許可業者	焼却灰	八幡西区洞南町1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式 焼成炉	120t /24時間

エ リサイクルの推進、地域全体のゼロ・エミッションの実現及び循環型社会構築に資するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に基づき、本市が承諾した場合に広域的な受入れ処理を行うことができる再資源化施設の概要

施設名	処理する者	再資源化対象物	所在地	処理方法	処理能力
木材開発株式会社 の施設	許可業者	廃木材	若松区南二島五丁目3番2号	ハンマー式	120t /8時間
ホクザイ運輸株式会社の施設	許可業者	廃木材 せん定枝	小倉北区西港町72番地の32、33、34、35及び42	ハンマー式	700t /8時間
株式会社ジェイ・リライツ の施設	許可業者	蛍光管 一次電池	若松区響町一丁目62番地の17	湿式二軸せん断破碎機 乾式スクリー型破碎機 ハンマー式	23.9t /12時間
太平工業株式会社の施設	許可業者	廃木材	若松区南二島五丁目7番1号	ハンマー式	61.2t /8時間
株式会社リサイクルテック の施設	許可業者	家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	若松区響町一丁目62番地の13及び14	縦型一軸せん断式 油圧プレス式	36t /24時間

有限会社 KARS の施設	許可 業者	かん、びん 、ペットボ トル及び紙 コップ	若松区響町 一丁目62 番地19	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラム 方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方式 びん、ペットボトル 及び紙コップの手選 別 直線ベルトコンベ ア式	96t /24時間
九州製紙 株式会 社の施設	許可 業者	紙	八幡東区大 字前田2142 番地の1	パルパー	135t /24時間
光和精鋳 株式会 社の施設	許可 業者	飛灰（ばい じん及び燃 え殻）	戸畑区大字 中原46番地 の93	塩化揮発法による山 元還元	147t /24時間
北九州エ コエナジ ー株式会 社の施設	許可 業者	事業所から 排出される リサイクル 後の可燃性 の残さ	若松区響町 一丁目62 番地20	シャフト炉式ガス化 熔融炉	320t /24時間
三菱マテ リアル株 式会 社の施設	許可 業者	焼却灰	八幡西区洞 南町1番1号	灰洗浄 水洗脱水式 セメント原料化 ロータリーキルン 式焼成炉	120t /24時間

(2) 持ち出し、収集運搬の方法等及び量

ア ごみ

区分	収集 する 者	収集 区域 の範 囲	収集 回数	持ち出し及び収集運 搬の方法	収集運搬 する量	処分の方 法
家庭 ごみ	市	市全 域	週2 回	ポリ袋ステーション 方式により収集する 。排出者は、収集日 当日の午前8時30 分までに市長が指定 する袋に入れて家庭 ごみステーションに 持ち出す。	204,000 t	焼却
資源 化物 (か	市	市全 域	週1 回	ポリ袋ステーション 方式により収集する 。排出者は、収集日	8,800t	選別処理 の後再資 源化

ん及びびんに限る。)				当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて資源化物ステーションに持ち出す。		
資源化物(ペットボトルに限る。)	市	市全域	週1回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて資源化物ステーションに持ち出す。	2,100t	選別処理の後再資源化
資源化物(プラスチック製容器包装に限る。)	市	市全域	週1回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて資源化物ステーションに持ち出す。	7,600t	選別処理の後再資源化
資源化物(紙パック及びびトレイに限る。)	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。	340t	選別処理の後再資源化
資源化物(小物金属に限る。)	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。	130t	再資源化

資源 化物 (蛍 光管 に限 る。)	市	市全 域	随時	拠点回収方式により 収集する。排出者は 、回収拠点の回収ボ ックスに投入する。	100t	再資源化
粗大 ごみ (特 定家 庭用 機器 廃棄 物を 除く 。)	市	市全 域	月1 回(た だし 、引 越ご みにつ いて は必要 に応じ てその 都度、 馬島 及び 藍島に ついて は年6 回)	戸別収集方式(馬島 及び藍島については 、ステーション方式)により収集する。 (1) 一般収集に あつては、排出者 は、一般収集の処 理手数料に見合っ た額の「北九州市 粗大ごみ処理手数 料納付券」に氏名 又は受付番号を記 入の上、粗大ごみ に明確に分かるよ うに貼付して、粗 大ごみ受付センタ ーで受け付けた場 所に持ち出す。 (2) 特別収集に あつては、排出者 は、特別収集に見 合った額の「北九 州市粗大ごみ処理 手数料納付券」に 氏名又は受付番号 を記入の上、粗大 ごみに明確に分か るよう貼付して 、粗大ごみ受付セ ンターの指示に従 って、市に引き渡 す。	3,200t	(1) 焼却 (2) 破碎 し、鉄 類を回 収した 後焼却

動物の死体	市、排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	7,000個	焼却
その他	市	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	4,800t	(1) 焼却 (2) かん、びん及びペットボトル選別処理の後再資源化 (3) 破碎し鉄類を回収した後焼却 (4) 埋立て
自己搬入ごみ（資源化可能な紙くず、木くず及び特定家庭用機器廃物を除く。）	排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	143,000t	(1) 焼却 (2) 破碎し、鉄類を回収した後焼却 (3) 埋立て
許可業者処理	排出者及び許可業者	別に定める区	必要に応じて	飛散流出しない方法	560t	(1) 廃木材及びせん定

ごみ (別に定める処理区域で排される可燃性のみに限る。)	可業者	域	その都度			枝については、チップ化により再資源化 (2) その他のものについては、焼却
許可業者処理ごみ(事業所から排されるリサイクル後の可燃性のみに限る。)	排出者及び許可業者	全市域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	5,800t	焼却
許可業者処理ごみ(廃材及びせん枝に限る。)	排出者及び許可業者	全市域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	18,500t	再資源化

る。)						
許可業者 処理ごみ (蛍光管 及び一 次電池 に限 る。)	排出 者及 び許 可業 者	市全 域	必要 に 応 じ て そ の 都 度	飛散流出しない方法	—	再資源化
許可業者 処理ごみ (家庭用 電化 製品 (特 定家 庭用 機器 廃棄 物を 除く 。) に限 る。)	排出 者及 び許 可業 者	市全 域	必要 に 応 じ て そ の 都 度	飛散流出しない方法	20t	再資源化
許可業者 処理ごみ (トレイ に限 る。)	排出 者及 び許 可業 者	市全 域	必要 に 応 じ て そ の 都 度	飛散流出しない方法	—	再資源化
許可業者	排出 者及	市全 域	必要 に 応	飛散流出しない方法	4,300t	再資源化

処理 ごみ (紙 に限 る。)	び許 業 者		じて その 都度			
許 可 業 者 処 理 ご み (か ん、 びん 及び ペッ トボ トル に限 る。)	排 出 者 及 び 許 業 者	市全 域	必 要 に 応 じ て その 都 度	飛 散 流 出 し な い 方 法	840t	再 資 源 化
許 可 業 者 処 理 ご み (焼 却 灰 に限 る。)	排 出 者 及 び 許 業 者	市全 域	必 要 に 応 じ て その 都 度	飛 散 流 出 し な い 方 法	—	再 資 源 化

注1 家庭ごみの持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
大袋	高密度ポ リエチレ ン	45L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋 (大) その他市長が指定す る文字等	市
中袋	高密度ポ リエチレ ン	30L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋 (中) その他市長が指定す る文字等	市
小袋	高密度ポ リエチレ ン	20L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋 (小) その他市長が指定す る文字等	市

特小袋	高密度ポリエチレン	10L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋 (特小) その他市長が指定する文字等	市
-----	-----------	-----	---	---

注2 資源化物(市長が別に定めたものを除く。)の持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
かん・びん用	高密度ポリエチレン	25L	無色半透明 北九州市かん・びん用指定袋 その他市長が指定する文字等	市
ペットボトル用	高密度ポリエチレン	25L	無色半透明 北九州市ペットボトル用指定袋 その他市長が指定する文字等	市
プラスチック製容器包装用(大袋)	高密度ポリエチレン	45L	無色半透明 北九州市プラスチック製容器包装用指定袋(大) その他市長が指定する文字等	市
プラスチック製容器包装用(小袋)	高密度ポリエチレン	25L	無色半透明 北九州市プラスチック製容器包装用指定袋(小) その他市長が指定する文字等	市

注3 粗大ごみの一般収集及び特別収集の区分

区分	説明
一般収集	粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された粗大ごみを収集すること。
特別収集	次項の表に掲げる者で構成される世帯に属する者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集すること。

注4 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者

精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者

注5 粗大ごみの特別収集の対象とならない物

- (1) 人手（3人）により持ち出すことができない物
- (2) 取外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物

注6 収集運搬業については、現状の体制で能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りでない。

イ し尿・浄化槽汚泥

(ア) 収集運搬及び処分の方法及び量

区分	収集する者	収集区域の範囲	収集回数	収集運搬の方法	収集運搬する量	処分の方法
市収集し尿	市	市全域	おおむね20日に1回	バキューム車による。	11,000 k1	中継施設へ投入後、下水処理場へ圧送し、消化処理
自己搬入し尿	排出者	市全域	必要に応じてその都度	バキューム車による。	10,000 k1	中継施設へ投入後、下水処理場へ圧送し、消化処理
浄化槽汚泥	許可業者	市全域	必要に応じてその都度	バキューム車による。	15,000 k1	中継施設へ投入後、下水処理場へ圧送し、消化処理

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、市及び許可業者が収集する。

(イ) 中継施設の概要

施設名	所在地	下水処理場への圧送能力
西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	250k1/日
皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	500k1/日

(3) 中間処理

ア 処理施設の概要

施設名	処理する者	処理区分	所在地	処理方式	処理能力
日明工場（粗大ごみ資源化センター）	市	破碎	小倉北区西港町96番地の2	横型回転式及びせん断式	横型回転式 150t/ 5時間 せん断式 50t/5時間
新門司工場	市	焼却	門司区新門司三丁目79番地	シャフト炉式ガス化溶解炉	720t/ 24時間
日明工場	市	焼却	小倉北区西港町96番地の2	連続燃焼式	600t/ 24時間
皇后崎工場	市	焼却	八幡西区夕原町2番1号	連続燃焼式（スーパーごみ発電システム）	810t/ 24時間
株式会社新菱の施設	許可業者	焼却	八幡西区黒崎城石1番1号	ロータリーキルン方式	60t/ 24時間
新日本製鐵株式会社の施設	許可業者	焼却	戸畑区大字中原46番地94	流動床炉	30t/ 24時間
北九州エコエナジー株式会社の施設	許可業者	焼却	若松区響町一丁目62番地20	シャフト炉式ガス化溶解炉	320t/ 24時間

イ 処理する量

(ア) ごみ

a 破碎

区分	処理する量
市収集ごみ	2,400t
自己搬入ごみ	8,400t
計	10,800t

注 市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他備考 上記以外に直方市の粗大ごみを搬入する。

b 焼却

区分	処理する量
市収集ごみ	214,000t
自己搬入ごみ	136,000t
計	350,000t
許可業者処理ごみ	6,360t

動物の死体	7,000個
-------	--------

注 破碎後の残さを含む。市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市、行橋市・みやこ町清掃施設組合及び遠賀・中間地域広域行政事務組合の可燃ごみを搬入する。

(イ) し尿

区分	処理する量
市収集し尿	11,000kl
自己搬入し尿	10,000kl
計	21,000kl

注 全量を下水処理場で消化処理する。

(4) 最終処分

ア 埋立処分

(ア) 処分場の概要

処分場名	響灘西地区廃棄物処分場
処理する者	市
所在地	若松区大字小竹地先
埋立面積	573,829m ²
全体容量	7,150,000m ³
埋立区域	2区画及び3区画
埋立方法	ブルドーザー等による埋立て整地

(イ) 処分する量

区分	処理する量
市収集ごみ	3,400t
自己搬入ごみ	6,000t
焼却灰	50,000t
計	59,400t

備考 上記以外に行橋市及びみやこ町の不燃ごみを搬入する。

北九州市告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1097	市丸2 1号線	前	北九州市小倉南区大字市丸63番1地先から 北九州市小倉南区大字市丸328番地先まで	2.5 ∩ 6.6	191.4
		後	北九州市小倉南区大字市丸63番1地先から 北九州市小倉南区大字市丸328番まで	2.5 ∩ 6.6	191.4